

平成28年定例第1回市議会会議録(第5日)

平成28年3月25日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
8番	上津原	博	17番	牛 嶋	利 三
9番	荒 卷	隆 伸			

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	次長補佐兼係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	西山俊英
副市長	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣通	企画財政課 財政係長	大坪康春
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	梅津俊朗
総務部長	塚野仙哉	子ども子育て課長	築地原良太
保健福祉部長	松藤泰大	環境衛生課長	富重巧斉
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	農林水産課長	大津光若
環境経済部長	横尾健一	商工観光課長	松尾博
建設都市部長	石橋慎二	上下水道課長	松尾正春
教育部長	大津一義	学校教育課長	田中裕樹
消防長	北嶋俊治		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件
- (2) 議案第1号 みやま市行政不服審査会条例の制定について
- (3) 議案第2号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (4) 議案第3号 みやま市空家等対策協議会条例の制定について
- (5) 議案第4号 みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第6号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第8号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- (9) 議案第9号 みやま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- (10) 議案第10号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第11号 みやま市過疎地域自立促進計画の策定について
- (12) 議案第12号 みやま市道路線の廃止について
- (13) 議案第13号 みやま市道路線の認定について
- (14) 議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算
- (15) 議案第21号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (16) 議案第22号 平成28年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (17) 議案第23号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (18) 議案第24号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (19) 議案第25号 平成28年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (20) 議案第26号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (21) 議案第27号 平成28年度みやま市用地特別会計予算

- (22) 議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算
- (23) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件を議題といたします。

市長から訂正理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。去る3月7日に提案いたしました議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の変更につきまして、議長のお許しをいただきましたので、その訂正をお願いするものでございます。

内容につきましては、一部改正をお願いいたしております。みやま市立学校施設設備利用条例別表1、屋内施設中「多目的ホール」を「桜舞館小学校多目的ホール」に改め、多目的ホールを桜舞館小学校に限定するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件を承認することに決定をいたしました。

日程第2 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 議案第1号 みやま市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。
本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、総務委員長の報告を求めまいります。上津原総務常任委員会委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。それでは、総務常任委員長報告を行います。

議案第1号 みやま市行政不服審査会条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月18日、塚野総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、平成26年に全部改正された行政不服審査法が本年4月1日より施行されることに伴い、新たに条例を制定するものです。

今回の法改正により、裁決の客観性と公平性を高める観点から、裁決書の内容について、附属機関に諮問を行うことが規定されており、本条例でその機関について定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市行政不服審査会条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第2号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き、上津原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第2号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月18日、塚野総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成26年に全部改正された行政不服審査法が本年4月1日より施行されることに伴い、関係する条例について一括して整備を行うものです。

主な改正内容は、不服申し立ての種類を、現行の異議申し立てと審査請求の2つから審査請求に一元化したことに伴う条例内の文言修正や個人情報保護審査会等の諮問機関を別途有するものに対して、行政不服審査法の適用、または適用除外について規定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第3号 みやま市空家等対策協議会条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。引き続き上津原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第3号 みやま市空家等対策協議会条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月18日、塚野総務部長、坂田企画財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、空家等対策計画を作成す

るに当たり、空家等対策協議会を設置し、適正管理など空き家等に関する施策を推進するために条例を制定するものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市空家等対策協議会条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第4号 みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。上津原総務常任委員会委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月18日、塚野総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、本条例について所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第4号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第6号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。上津原総務常任委員会委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第6号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月18日、塚野総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、昨年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例を改正するものです。

具体的には、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当について6月支給の1.4カ月を1.5カ月に、12月支給の1.75カ月を1.65カ月に、一般職の勤勉手当については、0.85カ月を0.8カ月に改正するものです。

また、地域手当については上限の率を100分の18から100分の20に、管理職特別勤務手当については週休日等に勤務した場合のみであったものを平日に勤務した場合も対象とすることに、管理職手当については課長職の給料月額10%から51,900円に、部長職の給料月額の13%から66,400円にそれぞれ定率から定額に、給料表については国に準じて改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

本件については、提案の理由にもありますように、特別職の期末手当の率を変換ということで、ここについては率が変わっただけで年間の支給率は変わりません。ただし、一般職の国家公務員の給与に準じた給料ということで、改定に伴いという理由になっていますけど、

一般職の例えば高卒でいいますと、146,500円が2,500円上がって149,000円に上がるという形になっております。結論からいうと、国から比べた場合に4,400円高くなっています。なおかつ、福岡市でいうと基本給が6,200円高くなっています。ここについて何かどういうふうな理由でこういうふうになくなっているのか、一般市民にも説明がつくように理由の内容を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

上津原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（上津原 博君）

壇議員の質問にお答えしますが、今回の条例については人事院勧告に基づくもので審議しております。初任給の分については、今回審議はしていません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

じゃ、人事院勧告に基づいてというのは、その内容はどういうことでみやま市が国より高くなっているのか、その説明がありませんか。

○議長（牛嶋利三君）

上津原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（上津原 博君）

今回の人事院勧告の分については、特に期末手当について行っているものであって、毎月の給与については審議はしていないということであります。

具体的な事項として上げましたように、一般職の勤勉手当についての0.85カ月から0.8カ月というところの審議を行っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今、期末手当、勤勉手当という部分での審議というふうにありましたけど、人事院勧告については基本給の部分がなければ基本給が勝手に変わるということはありません。

何でこういうふうになったか審議は全くされないで、可決すべきものと決されたわけですか。

○議長（牛嶋利三君）

上津原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（上津原 博君）

今回の審議については、基本給の議案という分については審議はしていません。今回については、人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえた上での審議を行ってきているものであります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題といたします。

本件については文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員会報告をいたします。

議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月22日に大津教育部長、田中学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の閉校並びに桜舞館小学校の開校に伴い、利用に供する学校施設設備の一部を変更する必要があるため、条例を改正するものです。

具体的には、別表の1に掲げる屋内施設に、新たに「桜舞館小学校多目的ホール」を追加するとともに、別表の3、夜間照明設備の表中「竹海小学校運動場」を「桜舞館小学校運動場」に、使用料「648円」を「388円」に改めるものです。

委員会では、執行部からの訂正内容を含め、慎重審査した結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第8号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員会における委員長報告をいたします。

議案第8号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月22日に大津教育部長、野田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、桜舞館小学校の開校に伴い、閉校となる竹海、山川東部、山川南部の3小学校の体育館、運動場につきまして、地域住民の体育、スポーツ及びレクリエーションの場として有効活用を図るため、条例を制定するものです。

なお、閉校となる3小学校の跡地に関する利活用については、みやま市公共施設跡地等活用検討委員会で協議検討が行われています。今後、跡地の活用方法が正式に決定した場合は、その内容、目的と照らし合わせ、必要に応じて改正されることとなっています。

委員会では、慎重審査した結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第8号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第9号 みやま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。野田産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第9号 みやま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月16日に横尾環境経済部長、河野農業委員会局長及び池田農業委員会局長補佐に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本市の農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数について条例に規定するものでございます。

今回の法改正では、これまで農業委員会委員の選出方法が公職選挙法による選挙制と市議会及び農業関係団体推薦の併用となっておりましたが、新たに農地利用最適化推進委員を設置することが規定されるとともに、市議会の同意を要件とする市長の任命権に一本化されております。

本条例では農業委員会委員の定数は19人、農地利用最適化推進委員の定数も同数の19人としており、推進委員については100ヘクタールに1人の割合で配置できるとされており、推進委員の人数が十分であるか、また、今後の活動状況を十分に把握し検討を行うことなどの質疑を交わしました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第10号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。上津原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第10号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月18日、北嶋消防長、森予防課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の別表が改正されたことに伴い、火災予防条例の別表第3に当該設備及び器具に係る離隔距離の追加等が必要となるため、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第10号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第11号 みやま市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。引き続き上津原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第11号 みやま市過疎地域自立促進計画の策定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月18日、塚野総務部長、坂田企画財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成24年6月の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、同法の失効期限が平成27年度末から平成32年度末へ5年間延長されたことにより、本市において平成28年度から平成32年度までを計画期間とする新たな過疎計画を策定するため、同法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

また、本計画の策定については、同法第6条第4項の規定により、あらかじめ福岡県と協議しなければならないこととされており、既に2月初めに県との協議が調っており、委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第11号の討論につきましては、通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よつて、議案第11号 みやま市過疎地域自立促進計画の策定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第12号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件については産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。野田産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

議案第12号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月16日に石橋建設都市部長、内野建設課長及び関係係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもとに委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市全図のデジタル地図化に伴つて、全ての市道路線の見直しを行い、地図と道路台帳の整合性を図るために、道路法の規定によりまして本市の市道路線全てを廃止するものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第12号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市道路線の廃止については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第13号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件については産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。野田産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

議案第13号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月16日に石橋建設都市部長、内野建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市全図のデジタル地図化に伴って、市道路線の見直しを行い、地図と道路台帳の整合性を図り、新しく全ての市の道路路線として認定するものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第13号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号 みやま市道路線の認定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14～第22 議案第20号～議案第28号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算から日程第22. 議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。荒巻予算審査特別委員会委員長、お願いいたします。

○予算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

本予算審査特別委員会に付託をされました案件は、議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算から議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算までの9件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成をいたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が3月7日、14日、15日、23日、24日の5日間、分科会は3月16日、18日、22日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算の予算規模といたしましては、18,427,000千円となっております。前年度は骨格予算としていたこともあり、前年度と比較して1,040,000千円の増で、率にして6.0%の増となっております。

本年度予算のハード事業では、バイオマスセンターやJR渡瀬駅周辺整備事業、南筑後農業協同組合のナス選果場施設整備などに予算の配分がなされています。

一方、ソフト事業では、アンテナショップの開設準備、乳幼児・児童医療の公費助成、中学校35人制による少人数教育などに予算の配分がなされています。

続いて、議案第21号から議案第27号までの7件の特別会計予算について申し上げます。

7つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ12,963,749千円とし、前年度対比107,404千円の減で、率にして0.8%の減となっております。

続いて、議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の事業収益を560,477千円と見込み、支出の事業費を507,004千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入を193,298千円、支出を433,510千円と見込んでおり、収支不足額の240,212千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が平成28年度予算の概要でございます。

本年度予算は、人口減少に歯どめをかけ、持続可能なまちづくりを進めるとともに、安全・安心な明るく住みよいまちづくり、健全でたくましい子供の育成など、市民生活、市民福祉の向上と地方創生を目指す積極型予算となっておりますが、今後、普通交付税の合併算定がえの特例が段階的に縮減され、財政状況が厳しくなることが予想される中、多様化する行政需要に対応するため、さらなる自主財源の確保、費用対効果を見きわめた行政改革の確実な実行及び柔軟な行政運営が求められています。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、総務分科会関係では、全会計の共通事項について、予算執行に当たっては、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるように努力すること。

一般会計予算について、ふるさと納税については、農産物を含めた特産品を活用し、さらなる納税者の拡大に努めること。防犯カメラの設置については、防犯の観点を十分に考慮すること。地方創生事業は、国の支援策を大いに活用して、積極的に事業を推進すること。コミュニティFM、市PR・婚活イベント、結婚サポート事業などのツールを十分活用し、みやま市の情報発信に努め、定住促進につなげること。

次に、文教厚生分科会関係では、一般会計予算について、がん検診の受診啓発に努めること。放課後児童クラブについては、支援員の適正な処遇に努めること。スクールバス運行に当たっては、児童の安全を十分考慮すること。また、経費節減に努めること。清水山荘の管理については、有効活用を十分検討すること。

介護保険事業特別会計予算について、介護予防給付の地域支援事業への移行については、地域間の格差が生じないように配慮すること。高齢化率上昇に伴い介護予算も増額する中で、介護サービス及び介護予防事業へのさらなる取り組みを図ること。

次に、産業建設分科会関係では、一般会計予算について、農地利用最適化推進委員の定数については、次回改選時には今後の活動状況を十分に把握し検討を行うこと。強い農業づくり及び農漁業の振興を図るため、国・県の補助事業を大いに活用し、生産及び意欲の向上を図ること。有害鳥獣駆除対策については、対策は講じられているものの、年々被害が拡大しているため、さらなる強化を図ること。荒廃森林の特に竹林に対する対策については、関係機関と十分に協議を行い対応すること。地域おこし協力隊については、男女比を配慮し配置すること。空き店舗対策などの商工業活性化対策及び企業誘致政策を積極的に行うこと。市民生活の安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を進めること。濃施山公園整備工事については、防犯・安全性に配慮し事業を進め、今後も総合的な観点から整備を行うこと。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第20号から議案第28号までの9議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、日程第14. 議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算について討論を行います。議案第20号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。（発言する者あり）何ですか。（「いや、起立採決じゃないでしょうかて言いよるばってん」と呼ぶ者あり）これはもう委員会付託しておりますからですね。

次に、日程第15. 議案第21号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。議案第21号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第16. 議案第22号 平成28年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。議案第22号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成28年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第17. 議案第23号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。議案第23号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計

予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第18. 議案第24号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。議案第24号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第19. 議案第25号 平成28年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。議案第25号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成28年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時40分から再開をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第20. 議案第26号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について討論を行います。議案第26号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第21. 議案第27号 平成28年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。議案第27号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成28年度みやま市用地特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、日程第22. 議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。議案第28号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算は委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第23 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会については、調査が終了するまでの閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきます。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

上記会議の次第は、馬場洋輝の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会議員 野 田 力

みやま市議会議員 荒 卷 隆 伸